

公 告

池揭示第3号

輸出入貨物の検査場所を指定する件

関税法第69条第1項の規定に基づき、三池税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

なお、本指定の発出に伴い、「三池税関支署管内における輸出入の検査場所を指定する公示」（昭和50年3月6日公示 平成26年12月16日最終変更）は廃止する。

令和8年7月1日

三池税関支署長 富田 寿文

記

- 1 保税地域（保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。）
- 2 佐賀空港出張所以外の税関官署構内（敷地を含む。）
- 3 佐賀空港出張所旅具検査場及び事務室
- 4 佐賀空港旅客ターミナルビル国際線チェックインカウンター及び同カウンター前（但し、三池税関支署佐賀空港出張所長が必要と認め、その都度指定した場所に限る。）並びに国際線保安検査場、機内預託手荷物荷捌場、国際線搭乗待合室及び搭乗ゲートからボーディングブリッジまでの区域
- 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については、第3項に規定する場所に限る。